

旧身体障がい者会館解体撤去工事

図面目録			
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	特記仕様書（1）	A-11	基礎・梁伏図
A-02	特記仕様書（2）	A-12	部材リスト
A-03	特記仕様書（3）	A-13	浄化槽解体現況図
A-04	特記仕様書（4）	A-14	浄化槽解体詳細図
A-05	特記仕様書（5）	A-15	目隠しフェンス、土留め 平面図・立面図
A-06	面積表・内部仕上表	A-16	目隠しフェンス、土留め 断面詳細図
A-07	付近見取図・配置図	A-17	仮設 仮囲い平面図
A-08	平面図	A-18	照明器具 配置図
A-09	立面図	A-19	空調機器 配置図
A-10	断面図		

Ⅰ. 工事概要
1. 工事名称
旧身体障がい者会館解体撤去工事

2. 工事場所
鳴門市撫養町南浜

3. 建物概要	
建物名称	旧身体障がい者会館
構造・規模	身体障がい者会館：RC造 地上2階建て、 他倉庫等：S造 地上1階
敷地面積	1,067.67 (m2)
延床面積	RC造 410.88 (m2)、S造 74.76 (m2) 計410.88m2
消防法施行例別表第1の区分	

4. 工事種目	
種目	工事概要
建築一式工事	解体撤去工事、目隠しフェンス新設
電気設備一式工事	解体撤去工事
機械設備一式工事	解体撤去工事

- Ⅱ. 共通仕様書
1. 適用基準
- 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標仕」という。）
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
 - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標仕」という。）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版
 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
 - 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
 - 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説令和4年版
 - 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和7年版
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和7年版
 - 敷地調査共通仕様書令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針令和7年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針令和7年版
- 電気設備工事監理指針令和7年版
- 機械設備工事監理指針令和7年版

2. 優先順位
- 設計図書の優先順位は、次の順とする。
- 質問回答書（②から⑤に対するもの）
 - 補足説明書
 - 特記仕様書（共通仕様書を含む）
 - 図面
 - 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録
- ① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ②受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表
- 受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手
- 受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
- なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6. 施工計画書等
- ①施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ②上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定
- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図
- ①施工体制台帳の作成
- 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- ②施工体系図の作成及び揭示
- 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- ③警備業者の記載
- 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- ④運搬業者の記載
- 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- ⑤施工体制台帳及び施工体系図の提出
- 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- ⑥再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
- 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等
- ①電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
- 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ②工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保
- ①工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ③工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
- ④ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ⑤地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ⑥ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ⑦ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ⑧ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- ⑨ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ⑩ 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- ⑪休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ⑫ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ⑬受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑭仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑮ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- ⑯ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- ⑰作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- ⑱既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- ⑲事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ⑳ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- ㉑ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止
- 足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理
- ①輸送災害の防止
- 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 ・ ・ 発行 ・ ・	承認	工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事		設計No.	図面No. A-01
									図面名称 特記仕様書（1）		縮尺	
											整理No.	

23. 完成図等

- ② 受注者は、原則として「鳴門市電子納品要領」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③提出書類

- ・竣工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ1部）
- ・使用材料一覧表（電子データ1部）
- ・保全に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家にやらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保險

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。

①对象物

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

②付保除外工事

・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

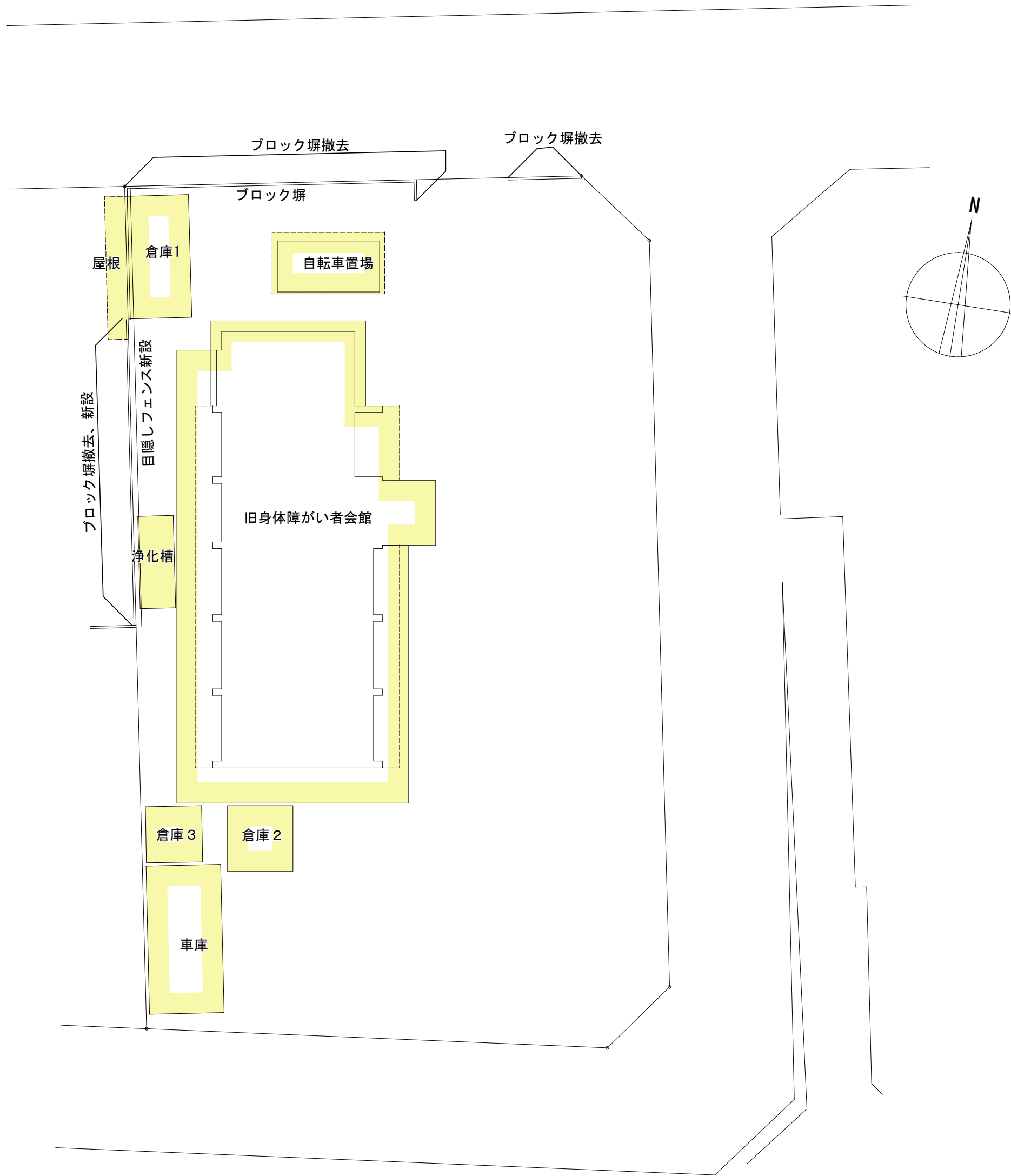
④保險終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤その他

- ・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- ・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

訂正						備考	株式会社サデザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和 敏 東京都墨田区東平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 ・ ・	承認	工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事			設計No.	図面No. A-03
								発行 ・ ・			図面名称 特記仕様書 (3)	縮尺	整理No.	

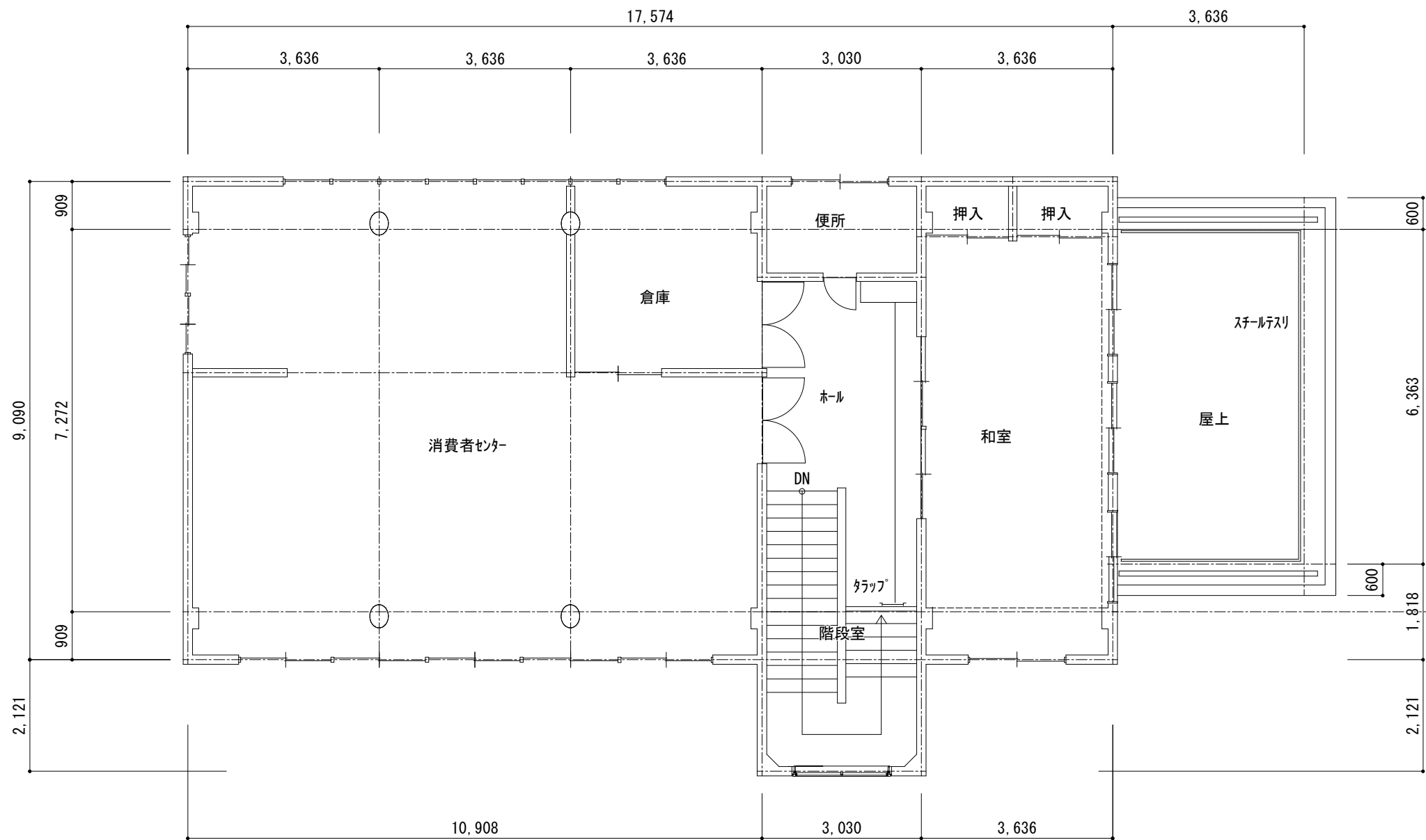


附近見取図

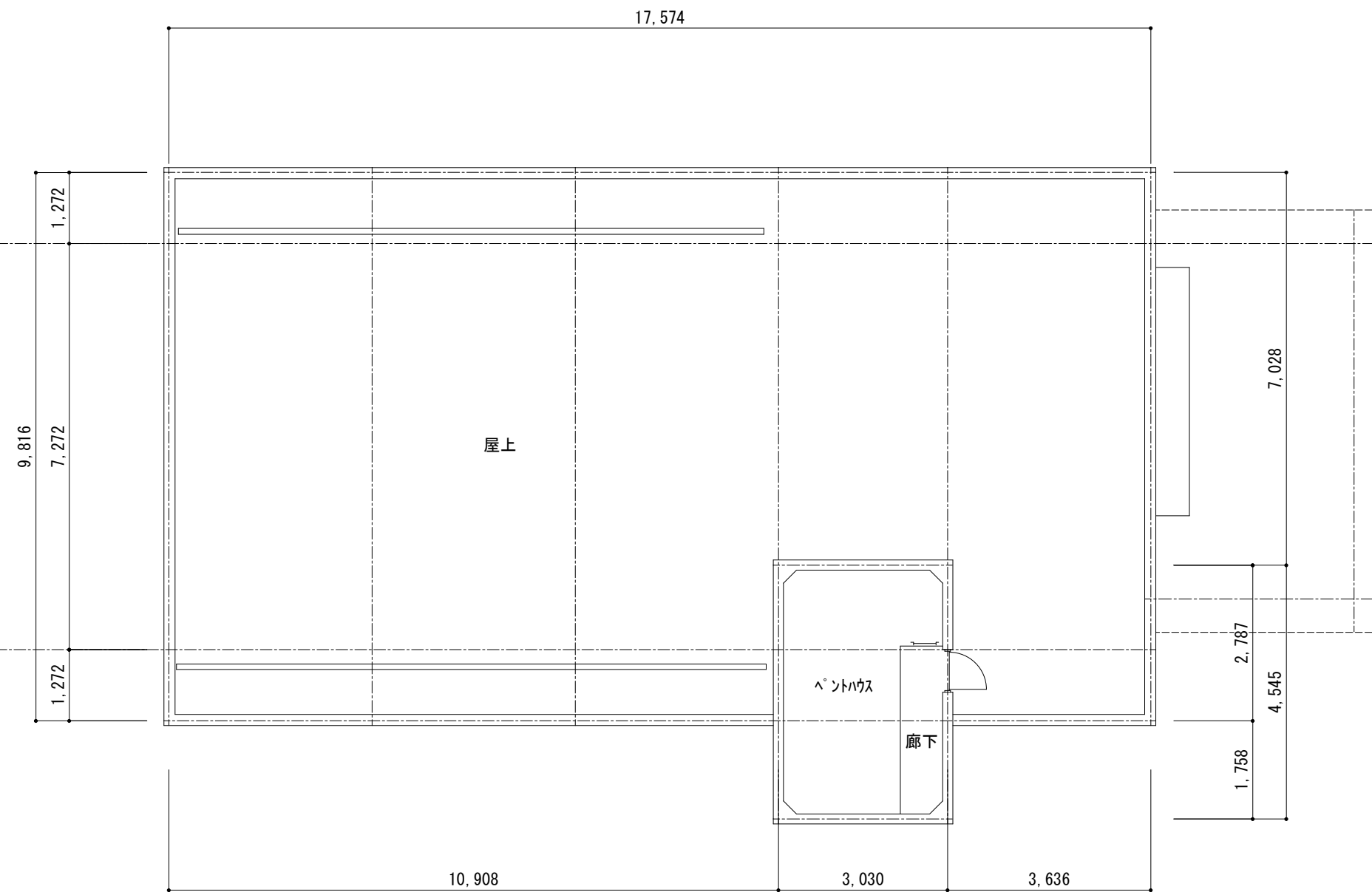
配置図 S=1:200

【凡例】
※ 解体撤去建物を示す。

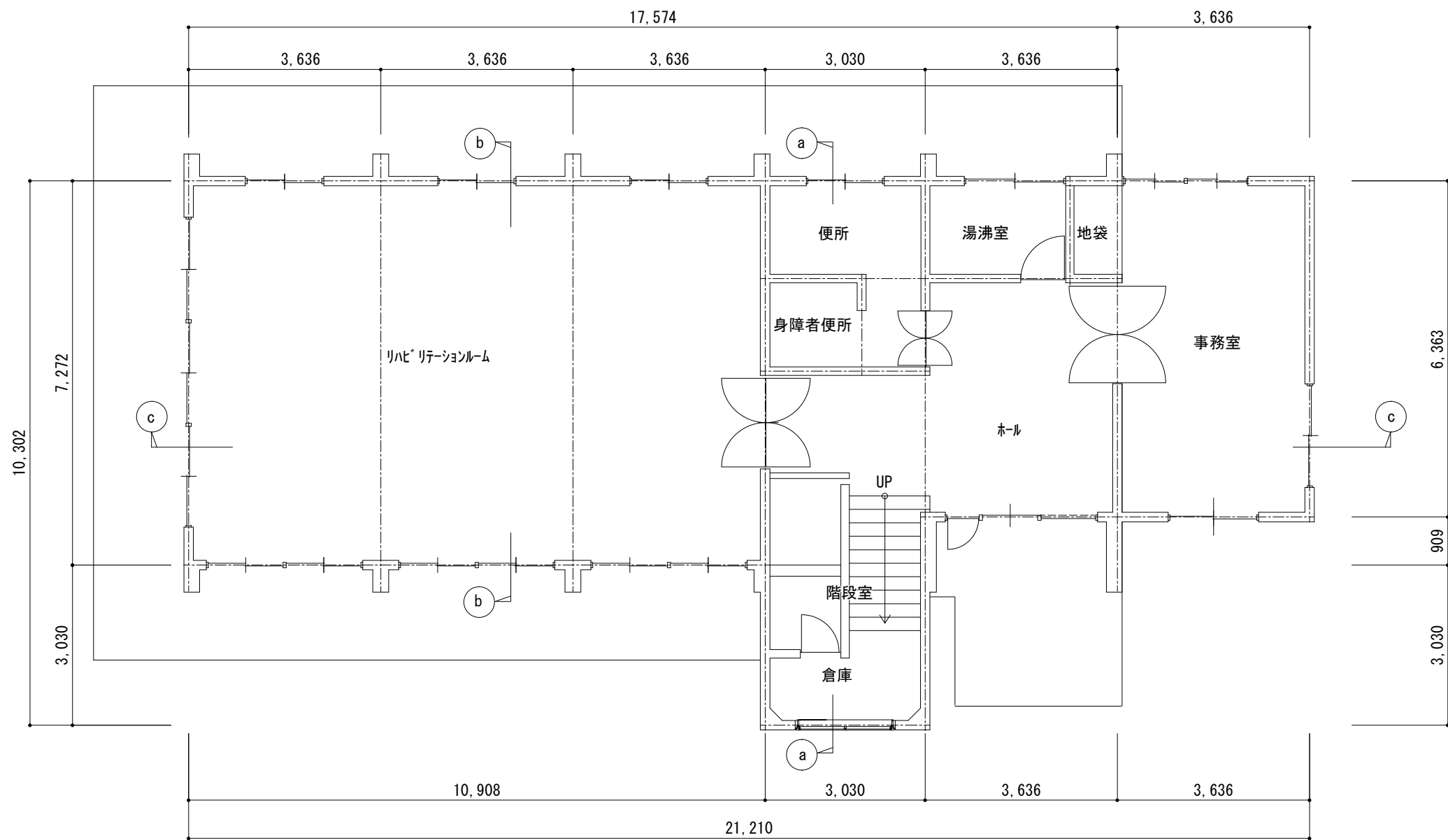
訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 R8 3 10	承認	工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事	設計No.	図面No. A-07			
										発行 R8 3 10		図面名称 附近見取図・配置図	縮尺 S=1:200	整理No.



2階平面図

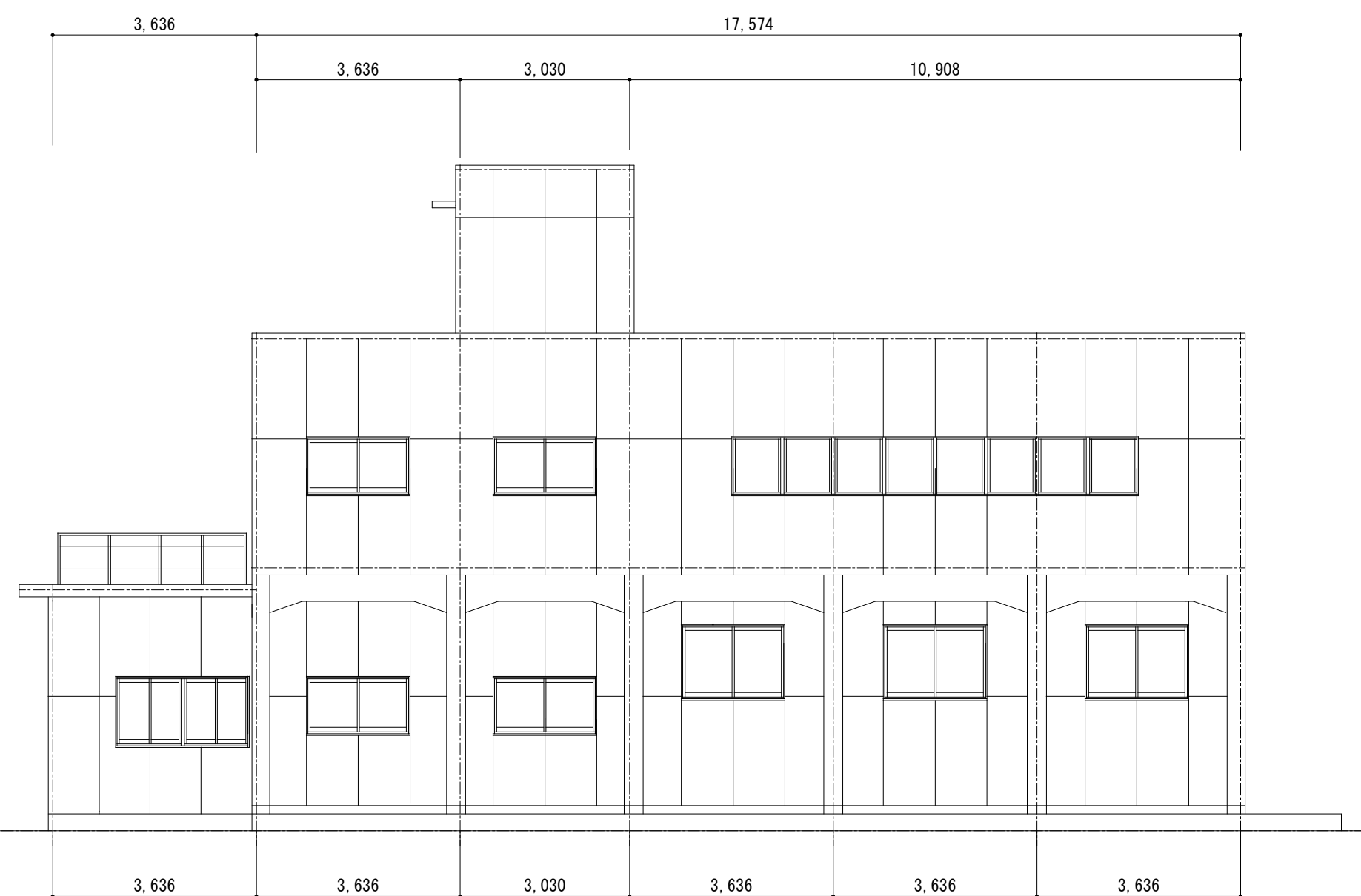
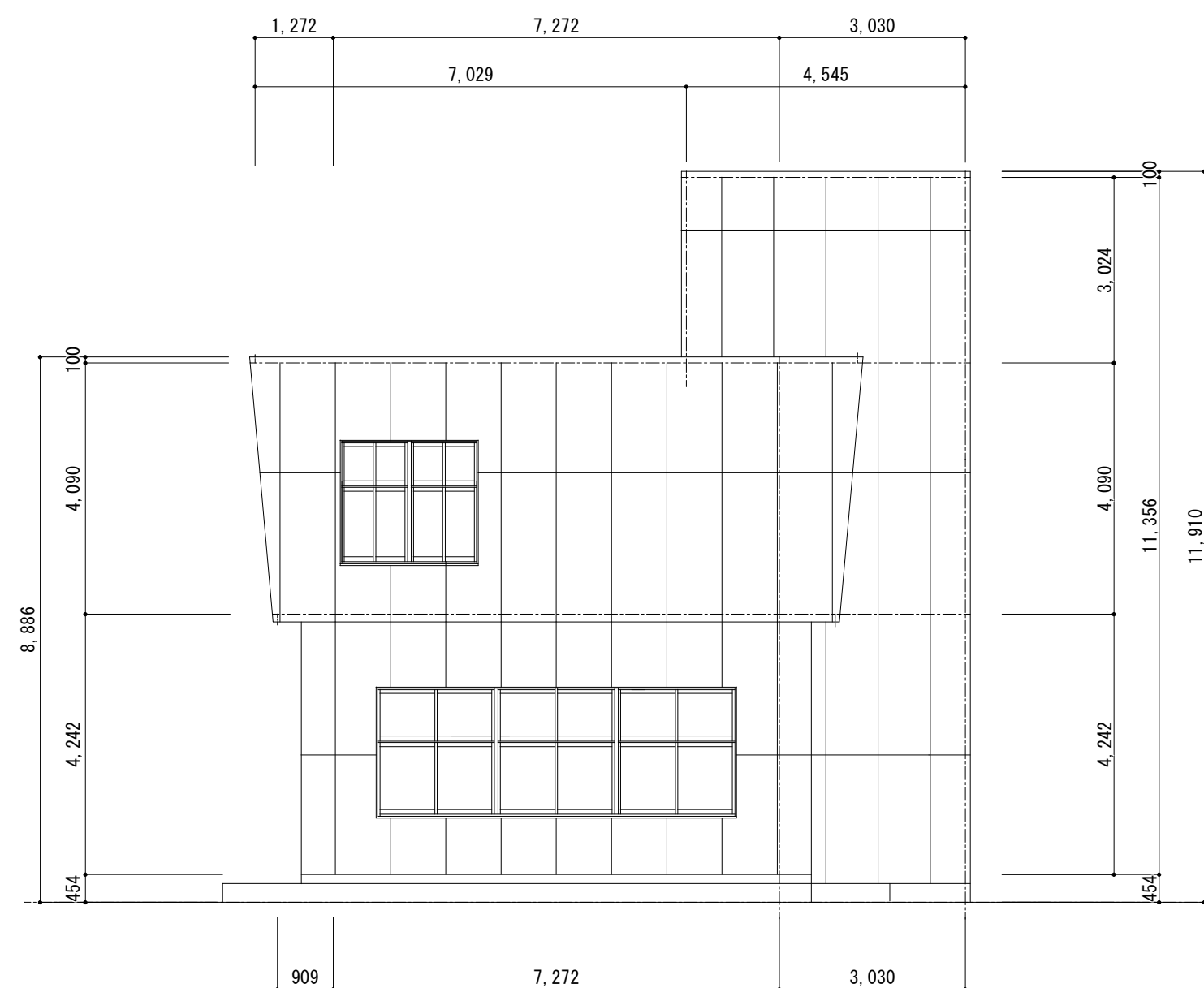


R階平面図

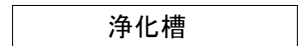
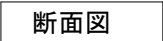
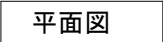
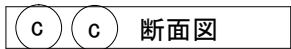
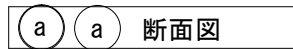


1階平面図

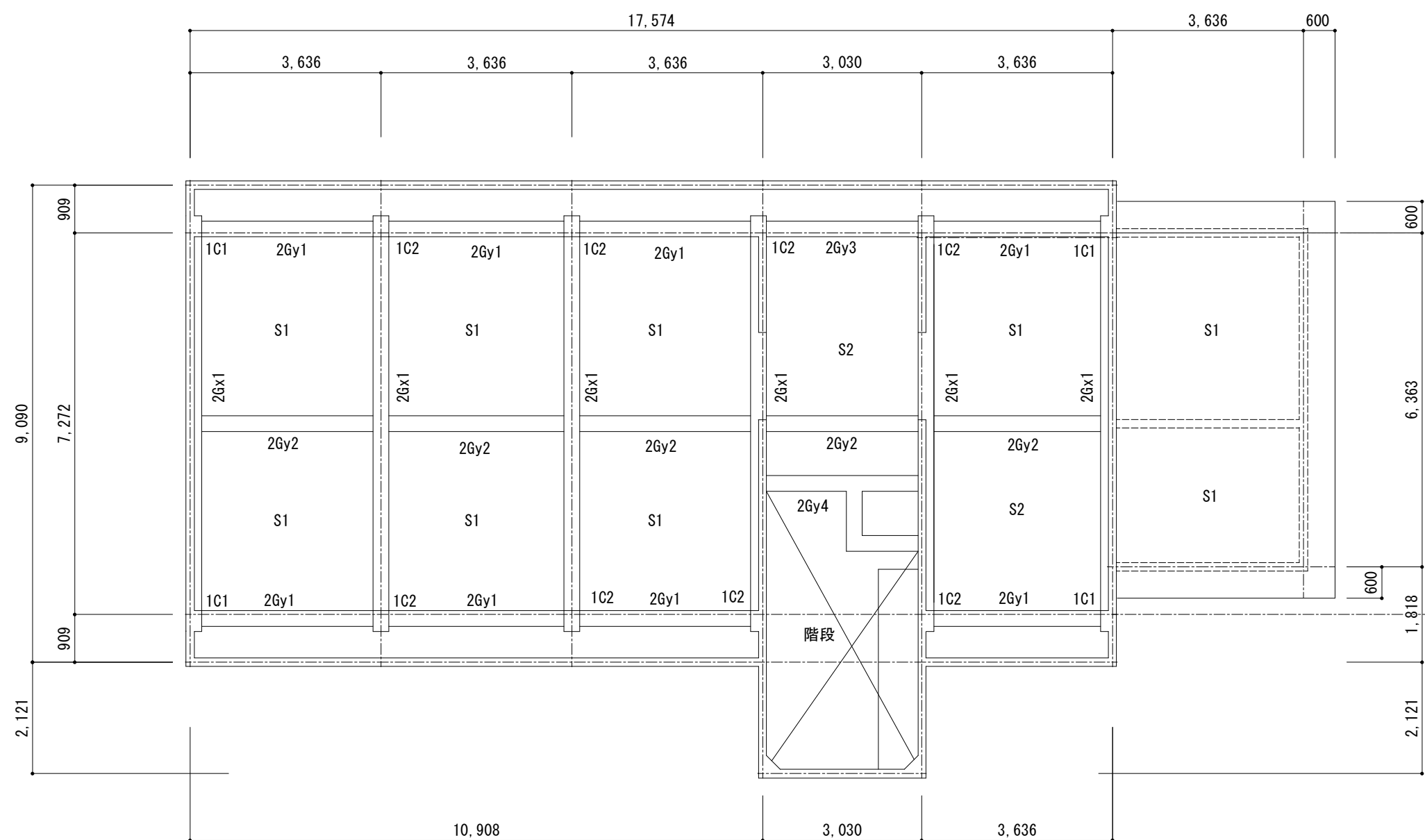
訂正						備考		株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 R8. 3. 10 発行 R8. 3. 10	承認		工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事	設計No.	図面No. A-08
												図面名称 平面図	縮尺 S=1:100	
													整理No.	



訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区兼平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 R8.3.10	承認		工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事		設計No.	図面No. A-09
							発行 R8.3.10		図面名称 立面図	縮尺 S=1:100	整理No.		



訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区東平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 R8. 3. 10	承認			工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事			設計No.	図面No. A-10
							発行 R8. 3. 10	図面名称 断面図			縮尺 S=1:100	整理No.			



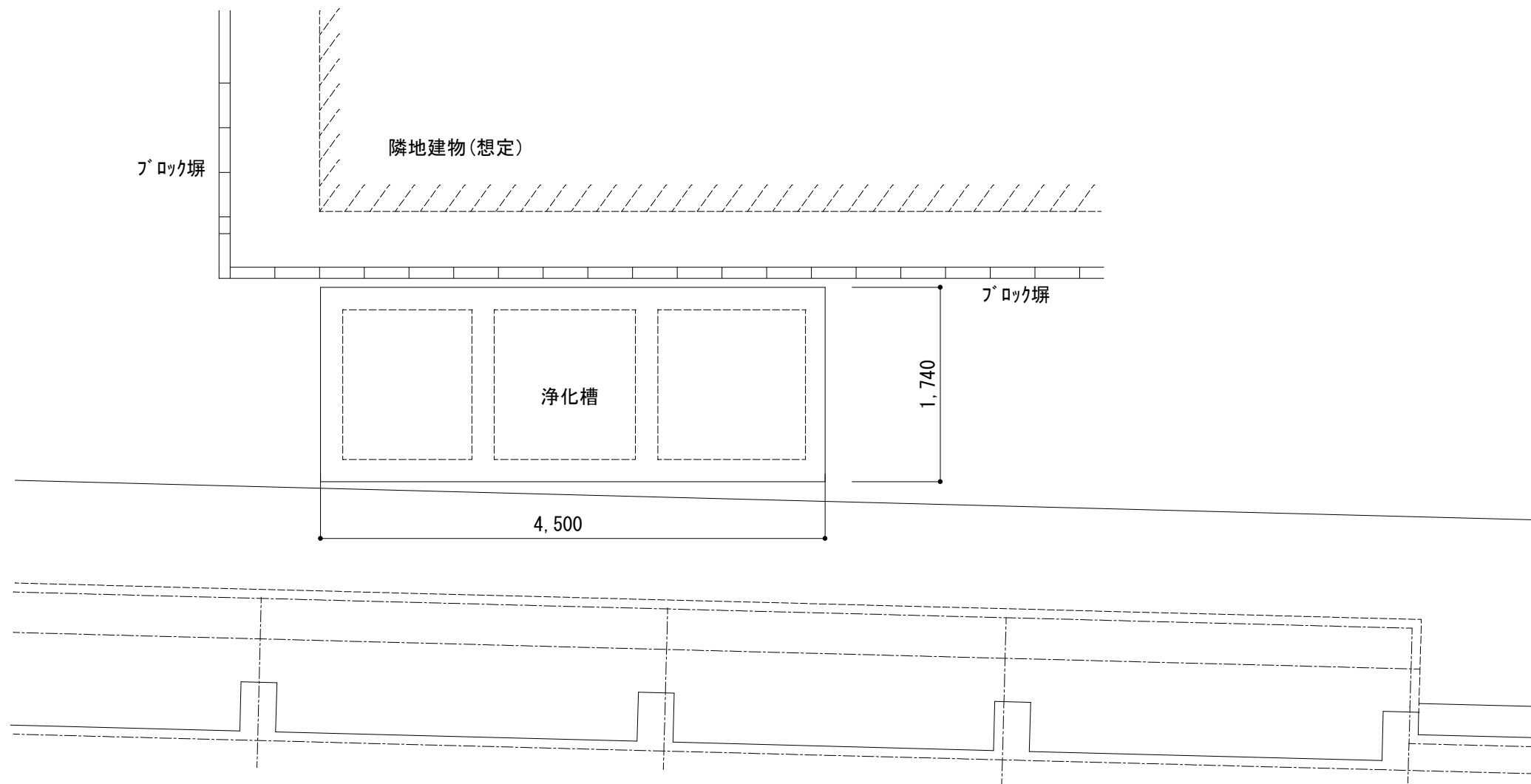
符 号	RGx1		RGy1		RGy2 RGy4		RGy3	
断 面								
	3-22 φ 2-22 φ		1-22 φ+2-19 φ 2-19 φ		3-19 φ 2-19 φ		3-19 φ 2-19 φ	
	2-22 φ+1-19 φ 2-22 φ+1-19 φ		2-19 φ 1-22 φ+2-19 φ		2-19 φ 3-19 φ		2-19 φ 3-19 φ	
	スラッパ [*] 9 φ @200 9 φ @200		9 φ @200 9 φ @200		9 φ @200 9 φ @200		9 φ @200 9 φ @200	
	腹 筋							
符 号	2Gx1		2Gy1		2Gy2 2Gy4		2Gy3	
断 面								
	4-22 φ 2-22 φ		2-22 φ+1-19 φ 2-22 φ		2-22 φ+1-19 φ 2-22 φ		2-22 φ+1-19 φ 2-22 φ	
	3-22 φ 3-22 φ		2-22 φ 2-22 φ+1-19 φ		2-22 φ 2-22 φ+1-19 φ		2-22 φ 2-22 φ+1-19 φ	
	9 φ @200 9 φ @200		9 φ @200 9 φ @200		9 φ @200 9 φ @200		9 φ @200 9 φ @200	
	腹 筋							
符 号	FGx		FGy					
断 面								
	2-22 φ		2-22 φ					
	2-22 φ		2-22 φ					
	9 φ @200		9 φ @200					
	2-9 φ		2-9 φ					

S1 S2	
長辺	中央部
	端部
	中央部
	端部
短辺	

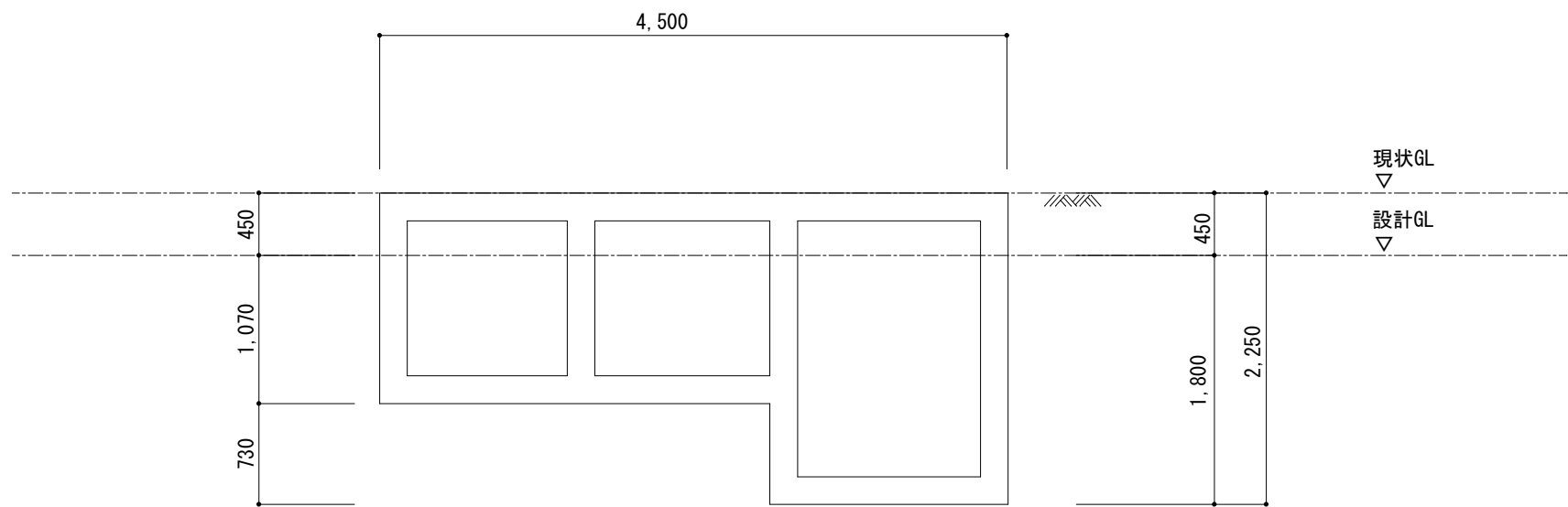
2C-1	2C-2
1C-1	

壁

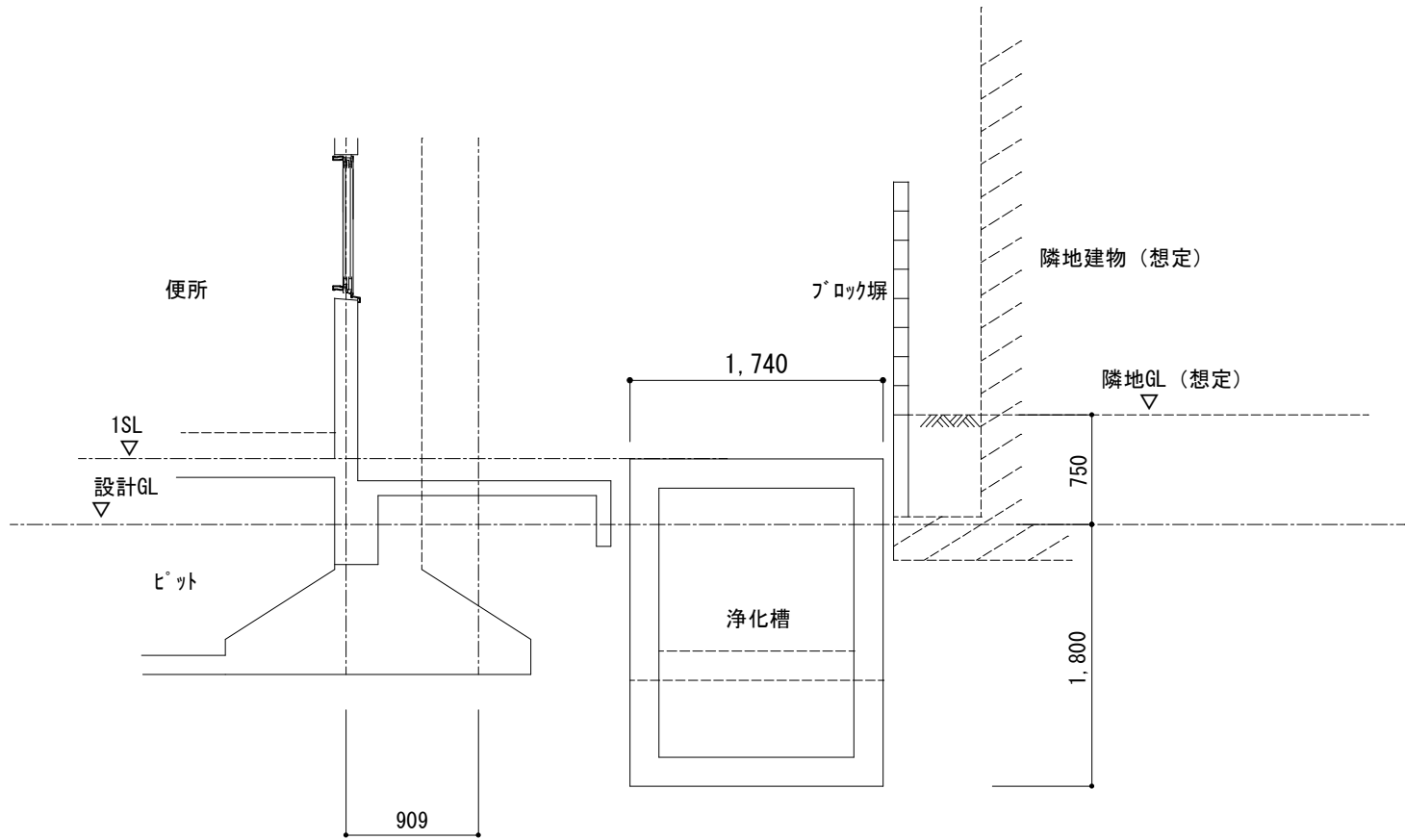
F1	F2 F4 F5	F6



浄化槽 平面図

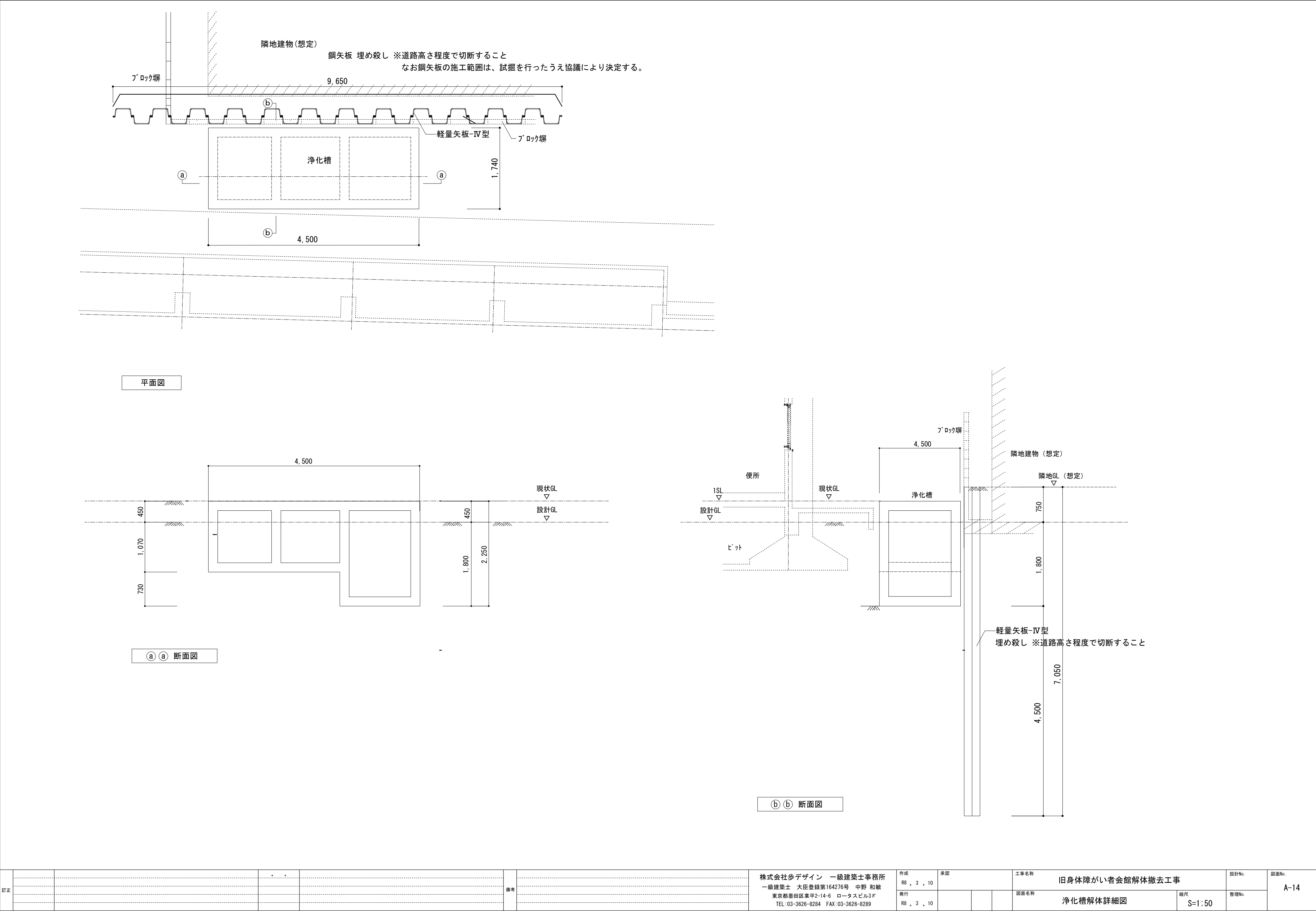


浄化槽 断面図

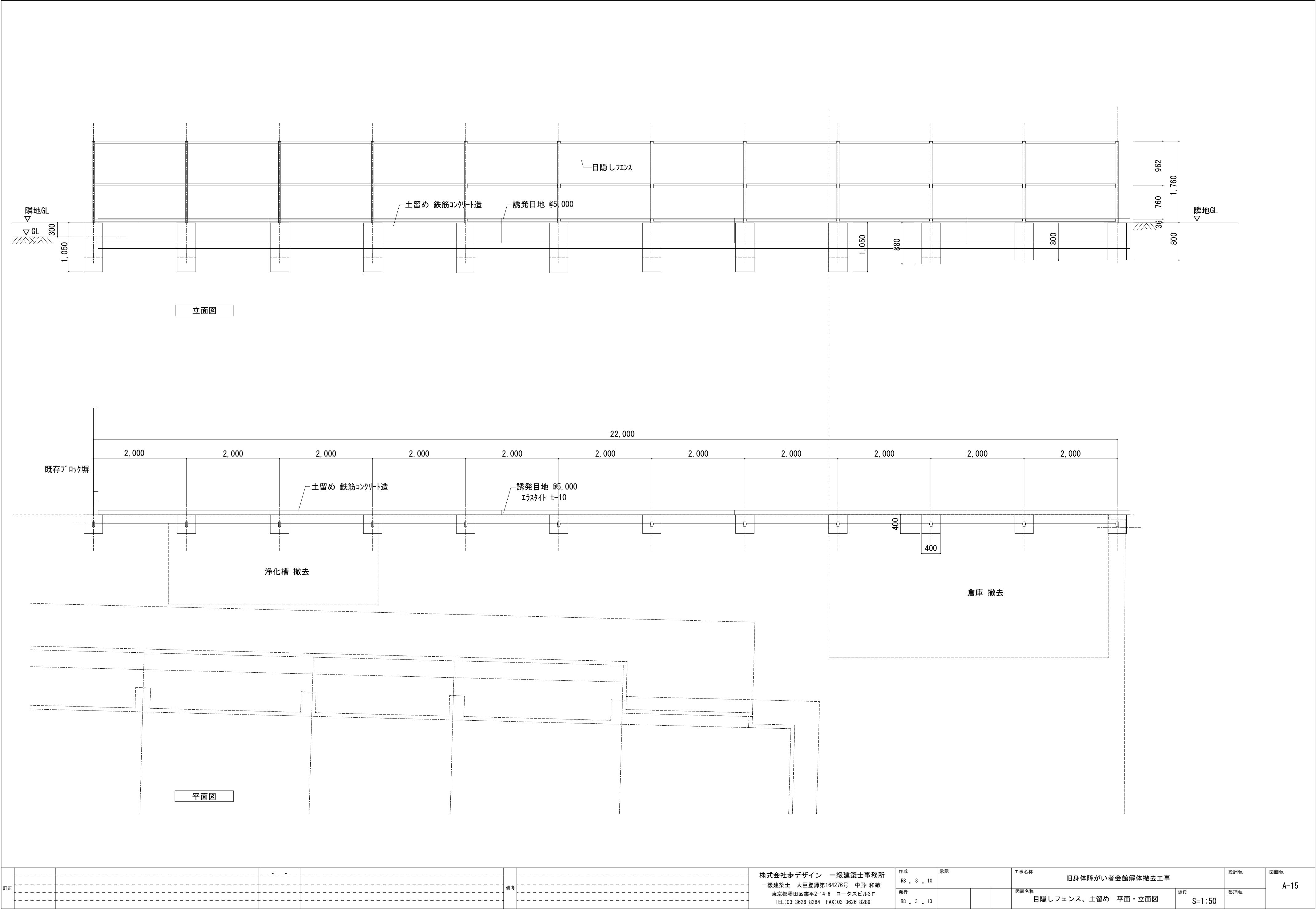


浄化槽 断面図

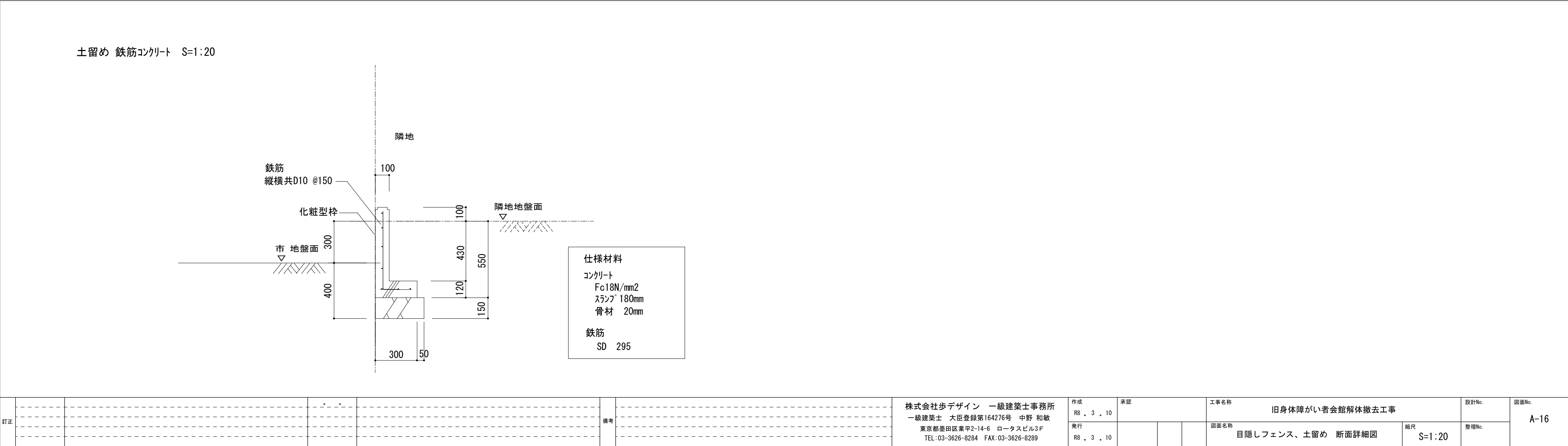
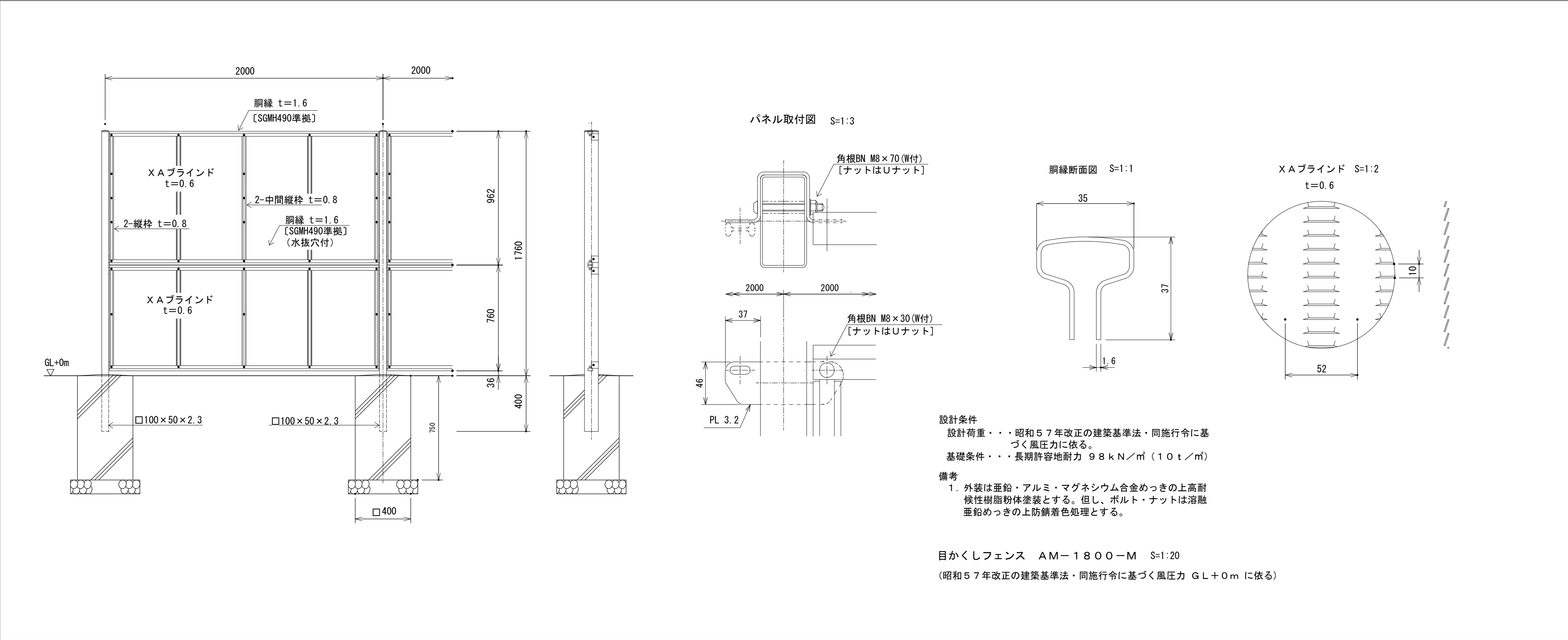
訂正					備考		株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R8 . 3 . 10 発行 R8 . 3 . 10	承認		工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事	設計No.	図面No. A-13
											図面名称 浄化槽解体現況図	縮尺 S=1:50	整理No.

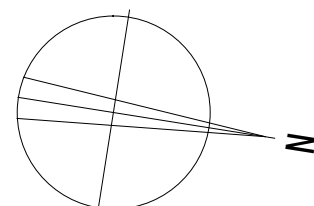


訂正					備考		株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R8. 3. 10 発行 R8. 3. 10	承認		工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事	設計No.	図面No. A-14
											図面名称 浄化槽解体詳細図	縮尺 S=1:50	整理No.

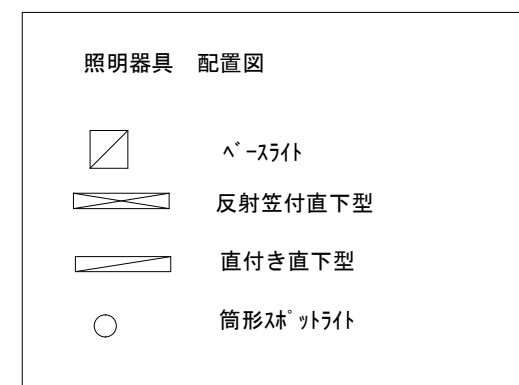
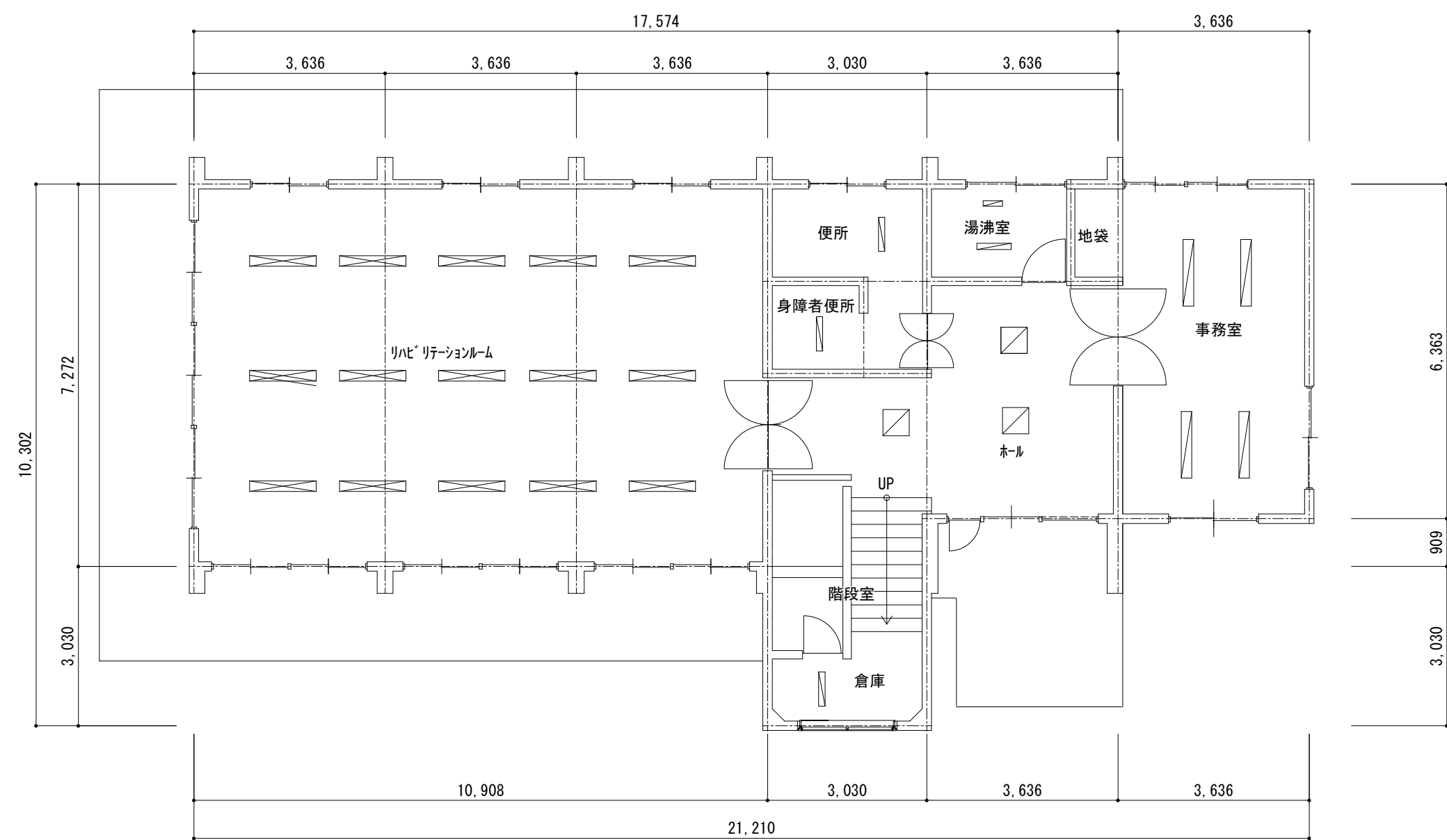
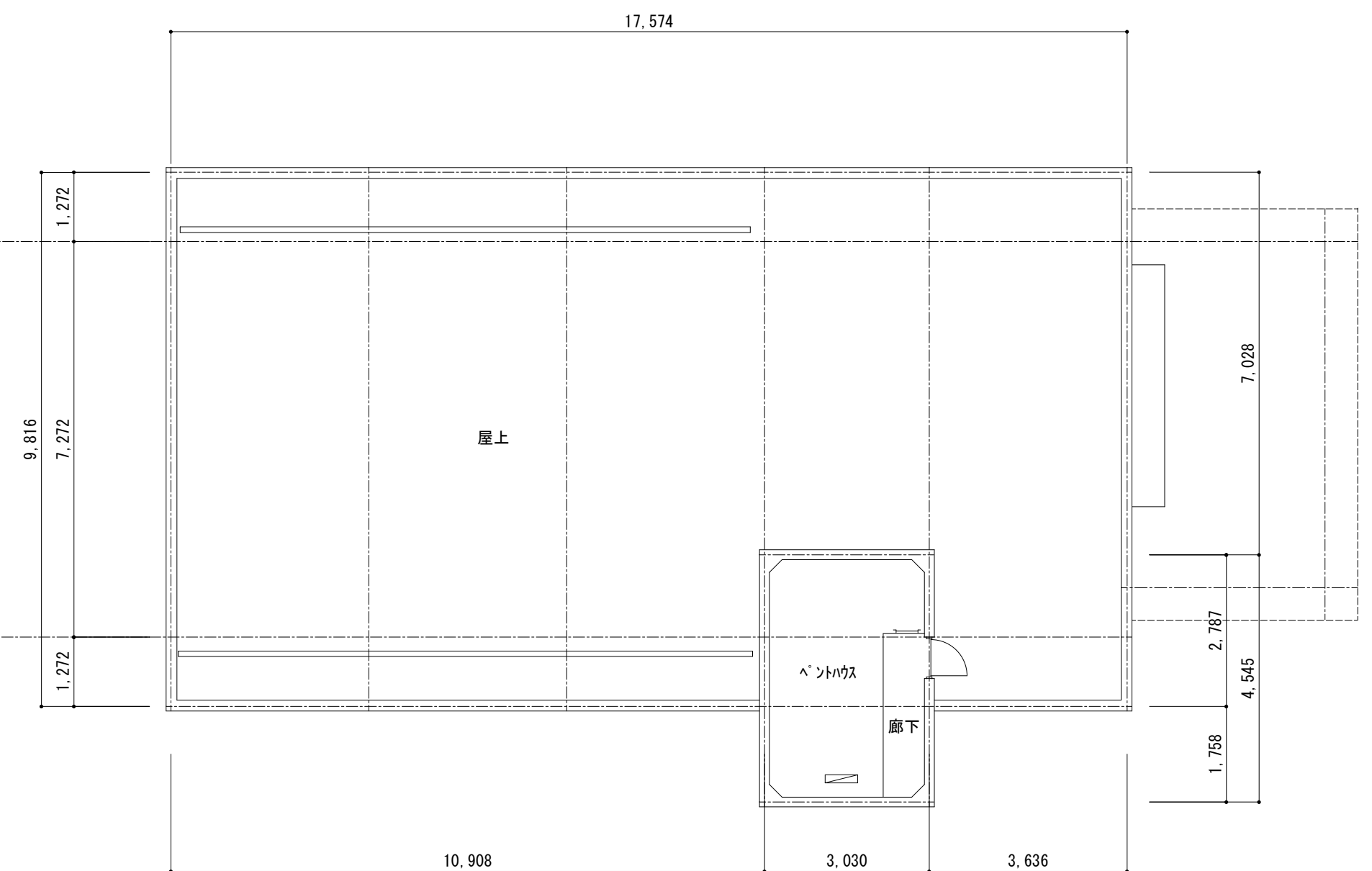
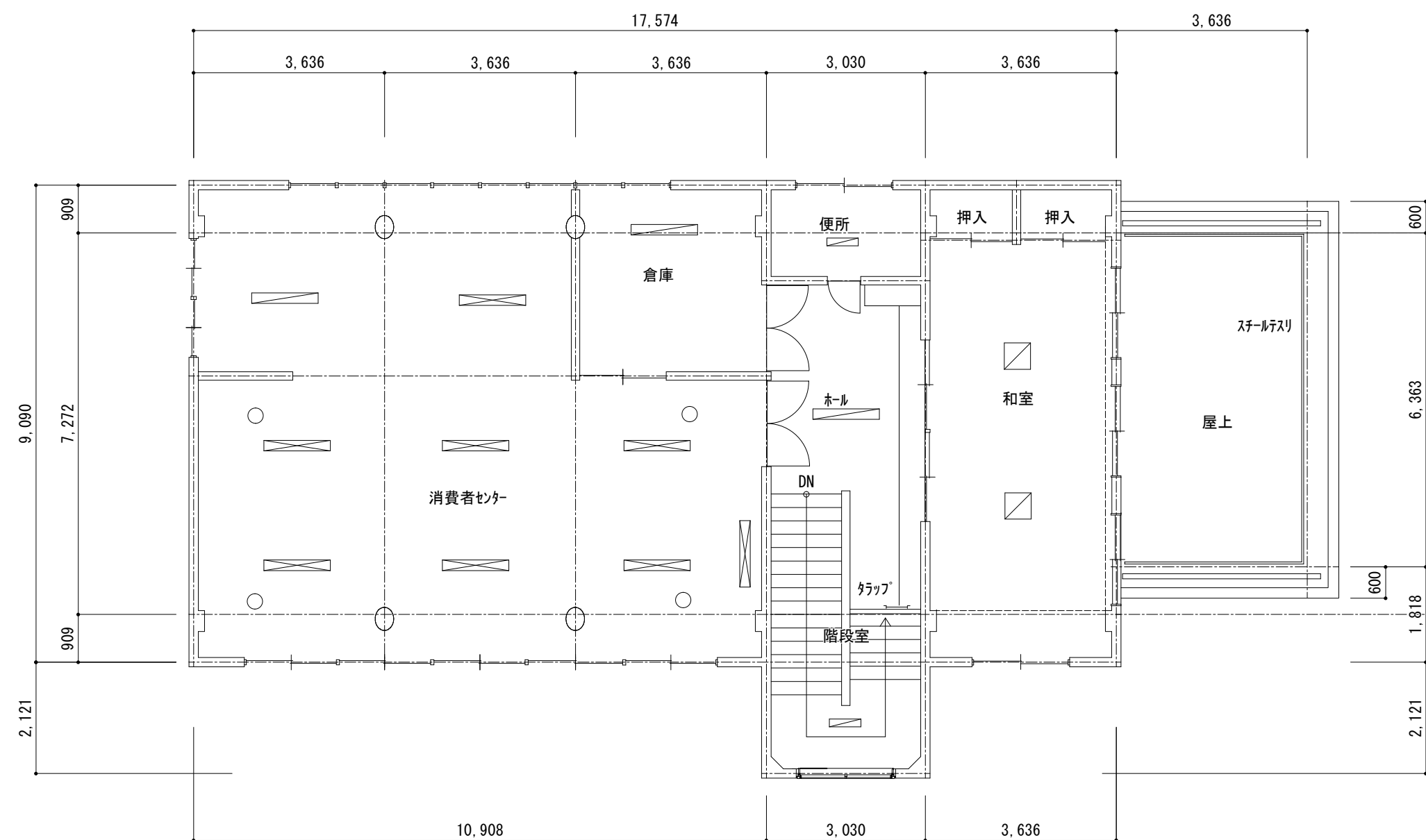


訂正						備考		株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R8. 3. 10 発行 R8. 3. 10	承認		工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事		設計No.	図面No. A-15
														整理No.	
												図面名称 目隠しフェンス、土留め 平面・立面図	縮尺 S=1:50		

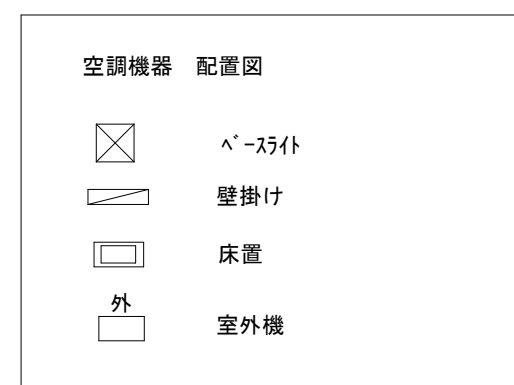
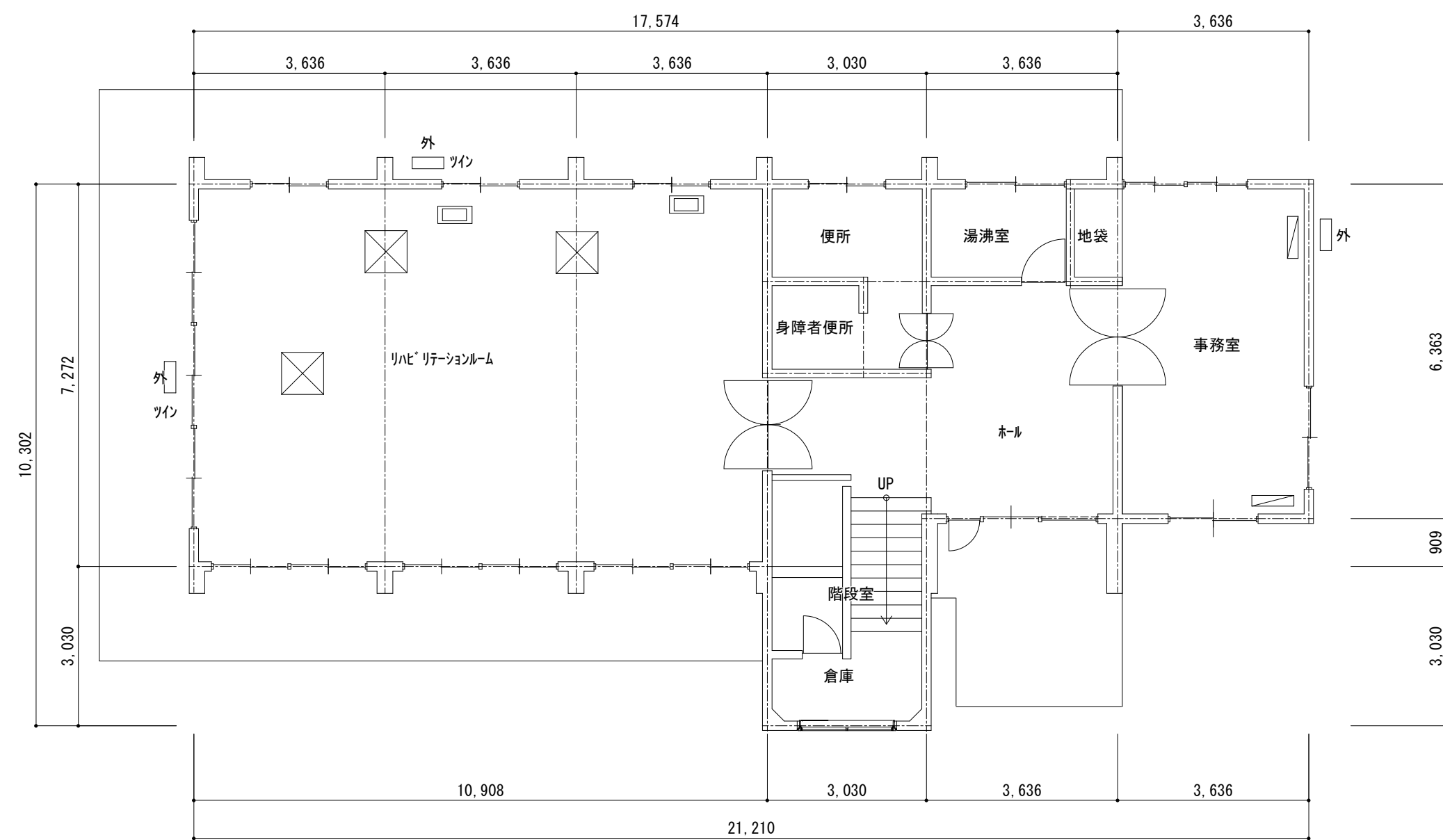
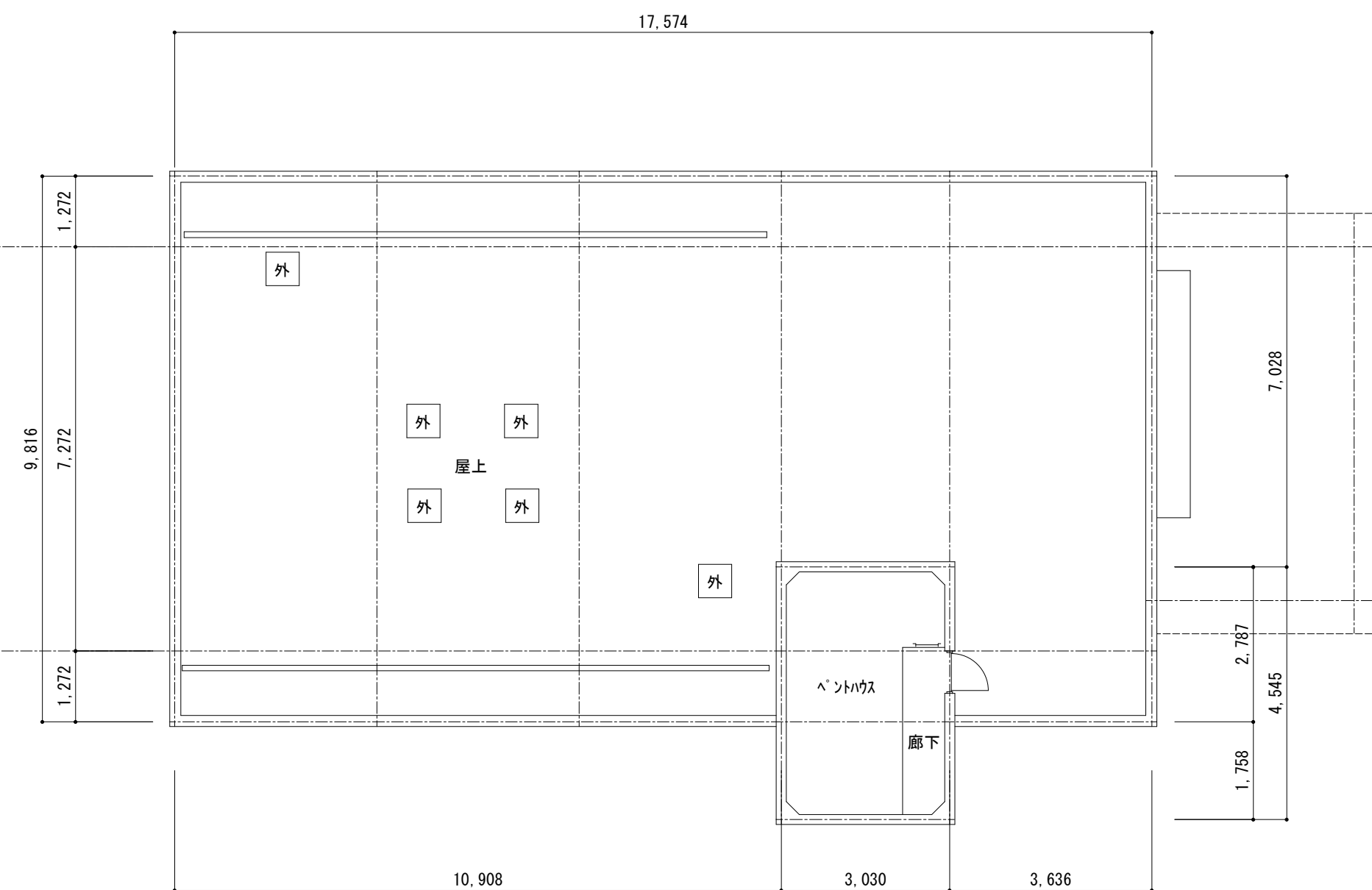
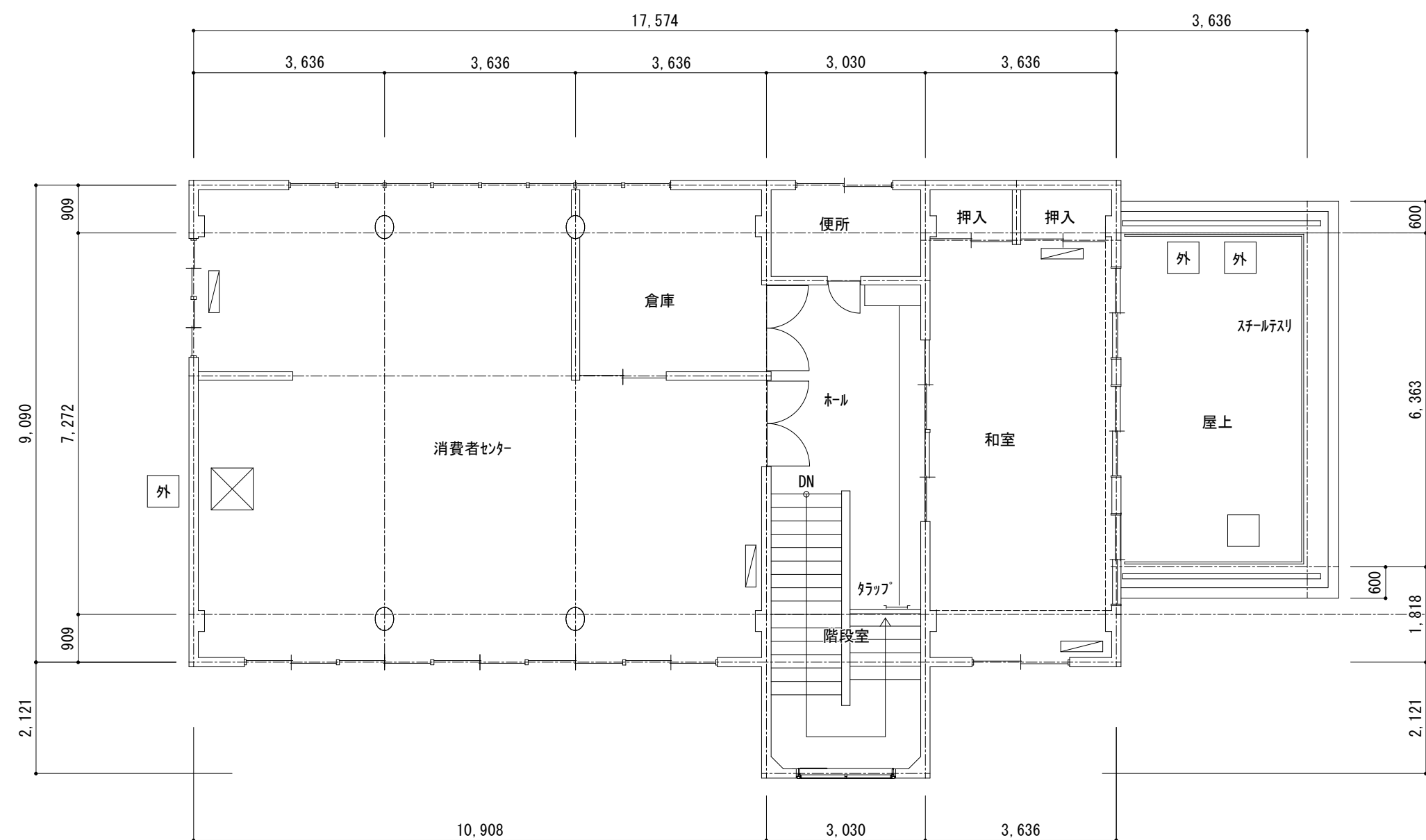




訂正						備考	株式会社サデザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事	設計No.	図面No. A-17
								R8 3 10				
								発行				
								R8 3 10				



訂正					備考	株式会社デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区東平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認			工事名称		設計No.	図面No.
								R8. 3. 10				旧身体障がい者会館解体撤去工事		
							発行				図面名称	縮尺	整理No.	A-18
							R8. 3. 10				照明機器 配置図	S=1:100		



訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大丘登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 R8. 3. 10	承認			工事名称 旧身体障がい者会館解体撤去工事		設計No.	図面No. A-19
							発行 R8. 3. 10			図面名称 空調機器 配置図	縮尺 S=1:100	整理No.		